



鳥取県公報

平成 27 年 10 月 16 日(金)
号外第 9 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則（49）（業務効率推進課）・・・・・・・・・・ 3
	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正 する規則（50）（福利厚生課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県行政組織規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県附属機関条例の一部改正に伴い、新設される附属機関の庶務担当機関を定める等の所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県農業改良普及所外部評価検討会の庶務担当機関は、とっとり農業戦略課とする。

(2) 地域振興部の所管に属する地方機関から鳥取県営米子屋内プールを削り、鳥取県営東山水泳場を新たに加える。

(3) 施行期日は、平成27年11月1日とする(2)に関する事項を除き、公布日とする。

◇議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 地方公務員災害補償制度との均衡を考慮し、葬祭補償の額を引き上げる。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、公布日とする。

規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年10月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第49号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																										
<p>(名称及び位置)</p> <p>第47条 鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第24号）第2条の規定により設置された社会体育施設（鳥取県営ライフル射撃場を除く。以下「社会体育施設」という。）の名称及び位置は、次のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名 称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県営東山水泳場</td> <td style="text-align: center;">米子市</td> </tr> </tbody> </table> <p>(附属機関の庶務担当機関)</p> <p>第159条 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例53号）第2条第1項の規定により設置された附属機関の庶務担当機関は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">附属機関</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">庶務担当機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県職務育成成品種審査会</td> <td style="text-align: center;">農業振興戦略監とつ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県農業改良普及所外部 評価検討会</td> <td style="text-align: center;">とり農業戦略課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">中部総合事務所福祉</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県中部保健医療圏地域 保健医療協議会</td> <td style="text-align: center;">保健局健康支援課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">西部総合事務所生活</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県立大山自然歴史館指</td> <td style="text-align: center;">環境局生活安全課</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	略		鳥取県営東山水泳場	米子市	附属機関	庶務担当機関	略		鳥取県職務育成成品種審査会	農業振興戦略監とつ	鳥取県農業改良普及所外部 評価検討会	とり農業戦略課	略		略		略	中部総合事務所福祉	鳥取県中部保健医療圏地域 保健医療協議会	保健局健康支援課	略		略	西部総合事務所生活	鳥取県立大山自然歴史館指	環境局生活安全課	<p>(名称及び位置)</p> <p>第47条 鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第24号）第2条の規定により設置された社会体育施設（鳥取県営ライフル射撃場を除く。以下「社会体育施設」という。）の名称及び位置は、次のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名 称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県営米子屋内プール</td> <td style="text-align: center;">米子市</td> </tr> </tbody> </table> <p>(附属機関の庶務担当機関)</p> <p>第159条 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例53号）第2条第1項の規定により設置された附属機関の庶務担当機関は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">附属機関</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">庶務担当機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県職務育成成品種審査会</td> <td style="text-align: center;">農業振興戦略監とつ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">とり農業戦略課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">中部総合事務所福祉</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県中部保健医療圏地域 保健医療協議会</td> <td style="text-align: center;">保健局健康支援課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県中部総合事務所農林 局倉吉農業改良普及所普及 指導活動評価検討会</td> <td style="text-align: center;">中部総合事務所農林 局倉吉農業改良普及 所</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県中部総合事務所農林 局東伯農業改良普及所普及 指導活動評価検討会</td> <td style="text-align: center;">中部総合事務所農林 局東伯農業改良普及 所</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">西部総合事務所生活</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県立大山自然歴史館指</td> <td style="text-align: center;">環境局生活安全課</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	略		鳥取県営米子屋内プール	米子市	附属機関	庶務担当機関	略		鳥取県職務育成成品種審査会	農業振興戦略監とつ	略	とり農業戦略課	略		略	中部総合事務所福祉	鳥取県中部保健医療圏地域 保健医療協議会	保健局健康支援課	鳥取県中部総合事務所農林 局倉吉農業改良普及所普及 指導活動評価検討会	中部総合事務所農林 局倉吉農業改良普及 所	鳥取県中部総合事務所農林 局東伯農業改良普及所普及 指導活動評価検討会	中部総合事務所農林 局東伯農業改良普及 所	略		略	西部総合事務所生活	鳥取県立大山自然歴史館指	環境局生活安全課
名 称	位 置																																																										
略																																																											
鳥取県営東山水泳場	米子市																																																										
附属機関	庶務担当機関																																																										
略																																																											
鳥取県職務育成成品種審査会	農業振興戦略監とつ																																																										
鳥取県農業改良普及所外部 評価検討会	とり農業戦略課																																																										
略																																																											
略																																																											
略	中部総合事務所福祉																																																										
鳥取県中部保健医療圏地域 保健医療協議会	保健局健康支援課																																																										
略																																																											
略	西部総合事務所生活																																																										
鳥取県立大山自然歴史館指	環境局生活安全課																																																										
名 称	位 置																																																										
略																																																											
鳥取県営米子屋内プール	米子市																																																										
附属機関	庶務担当機関																																																										
略																																																											
鳥取県職務育成成品種審査会	農業振興戦略監とつ																																																										
略	とり農業戦略課																																																										
略																																																											
略	中部総合事務所福祉																																																										
鳥取県中部保健医療圏地域 保健医療協議会	保健局健康支援課																																																										
鳥取県中部総合事務所農林 局倉吉農業改良普及所普及 指導活動評価検討会	中部総合事務所農林 局倉吉農業改良普及 所																																																										
鳥取県中部総合事務所農林 局東伯農業改良普及所普及 指導活動評価検討会	中部総合事務所農林 局東伯農業改良普及 所																																																										
略																																																											
略	西部総合事務所生活																																																										
鳥取県立大山自然歴史館指	環境局生活安全課																																																										

定管理施設運営評価委員会		定管理施設運営評価委員会 鳥取県西部総合事務所農林局西部農業改良普及所普及指導活動評価検討会 鳥取県西部総合事務所農林局西部農業改良普及所大山普及支所普及指導活動評価検討会 鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野振興局日野農業改良普及所普及指導活動評価検討会	西部総合事務所農林局西部農業改良普及所 西部総合事務所日野振興センター日野振興局日野農業改良普及所
略	略	略 鳥取県立産業人材育成センターターゲットデザイン科運営推進協議会	略 産業人材育成センター一米子校 鳥取県立産業人材育成センターターゲットデザイン科運営推進協議会 鳥取県東部農林事務所鳥取農業改良普及所普及指導活動評価検討会 鳥取県東部農林事務所八頭事務所八頭農業改良普及所普及指導活動評価検討会
略	略	2 略	2 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第47条の改正規定は、平成27年11月1日から施行する。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年10月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第50号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年鳥取県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																												
<p>(日常生活上必要な行為)</p> <p>第2条の5 条例第2条第3項ただし書の日常生活上必要な行為であつて規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1) 日用品の購入その他これに準ずる行為</p> <p>(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校において行われる教育、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）<u>第15条の7第3項</u>に規定する公共職業能力開発施設において行われる職業訓練その他これらに準ずる教育訓練であつて職業能力の向上に資するものを受ける行為</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(葬祭補償の額)</p> <p>第6条の5 条例第14条に規定する規則で定める金額は、<u>31万5,000円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額とする。</p> <p>様式第4号（第7条関係）</p> <p style="text-align: center;">休業補償請求書</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">*</td> <td>1及び2については、上記のとおりであることを証明します。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">所属 長の 証明</td> <td> 所属の <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">{</td> <td style="padding: 0 5px;">所在地 名 称 長の職氏名 ㊟</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table> <p>[注意事項]</p> <p>1～3 略</p> <p>4 この請求書を提出するときに、請求する休業補</p>		略	略		*	1及び2については、上記のとおりであることを証明します。	3	年 月 日	所属 長の 証明	所属の <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">{</td> <td style="padding: 0 5px;">所在地 名 称 長の職氏名 ㊟</td> </tr> </table>	{	所在地 名 称 長の職氏名 ㊟	略		<p>(日常生活上必要な行為)</p> <p>第2条の5 条例第2条第3項ただし書の日常生活上必要な行為であつて規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1) 日用品の購入その他これに準ずる行為</p> <p>(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校において行われる教育、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）<u>第15条の6第3項</u>に規定する公共職業能力開発施設において行われる職業訓練その他これらに準ずる教育訓練であつて職業能力の向上に資するものを受ける行為</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(葬祭補償の額)</p> <p>第6条の5 条例第14条に規定する規則で定める金額は、<u>29万5,000円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額とする。</p> <p>様式第4号（第7条関係）</p> <p style="text-align: center;">休業補償請求書</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">*</td> <td>1及び2については、上記のとおりであることを証明します。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">所属 部局 の長 の証 明</td> <td> 所属部局の <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">{</td> <td style="padding: 0 5px;">所在地 名 称 長の職氏名 ㊟</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table> <p>[注意事項]</p> <p>1～3 略</p> <p>4 この請求書を提出するときに、請求する休業補</p>		略	略		*	1及び2については、上記のとおりであることを証明します。	3	年 月 日	所属 部局 の長 の証 明	所属部局の <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">{</td> <td style="padding: 0 5px;">所在地 名 称 長の職氏名 ㊟</td> </tr> </table>	{	所在地 名 称 長の職氏名 ㊟	略	
	略																												
略																													
*	1及び2については、上記のとおりであることを証明します。																												
3	年 月 日																												
所属 長の 証明	所属の <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">{</td> <td style="padding: 0 5px;">所在地 名 称 長の職氏名 ㊟</td> </tr> </table>	{	所在地 名 称 長の職氏名 ㊟																										
{	所在地 名 称 長の職氏名 ㊟																												
略																													
	略																												
略																													
*	1及び2については、上記のとおりであることを証明します。																												
3	年 月 日																												
所属 部局 の長 の証 明	所属部局の <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">{</td> <td style="padding: 0 5px;">所在地 名 称 長の職氏名 ㊟</td> </tr> </table>	{	所在地 名 称 長の職氏名 ㊟																										
{	所在地 名 称 長の職氏名 ㊟																												
略																													

償と同一の事由によって次に掲げる年金の給付を受けている場合には、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所等を記載した書類を添付すること。

(1)～(3) 略

(4) 厚生年金保険法の規定による障害厚生年金

(5) 国民年金法の規定による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。）

様式第5号（第7条関係）

傷病補償年金請求書

略

略

[注意事項]

1 略

2 この請求書を提出するときに、請求する傷病補償年金と同一の事由によって次に掲げる年金の給付を受けている場合には、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所等を記載した書類を添付すること。

(1)～(3) 略

(4) 厚生年金保険法の規定による障害厚生年金

(5) 国民年金法の規定による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。）

償と同一の事由によって次に掲げる年金の給付を受けている場合には、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄社会保険事務所等を記載した書類を添付すること。

(1)～(3) 略

(4) 厚生年金保険法の規定による障害厚生年金

（以下単に「障害厚生年金」という。）及び国民年金法の規定による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）

(5) 障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）

(6) 障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について、国家公務員等共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）

様式第5号（第7条関係）

傷病補償年金請求書

略

略

[注意事項]

1 略

2 この請求書を提出するときに、請求する傷病補償年金と同一の事由によって次に掲げる年金の給付を受けている場合には、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄社会保険事務所等を記載した書類を添付すること。

(1)～(3) 略

(4) 厚生年金保険法の規定による障害厚生年金

（以下単に「障害厚生年金」という。）及び国民年金法の規定による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）

(5) 障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）

(6) 障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について、国家公務員等共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）

様式第6号（第7条関係）

障害補償年金請求書
一時金

略

略
略

[注意事項]

- 1・2 略
- 3 「6 厚生年金保険法等の適用関係」の欄には、障害補償年金を受けようとする者について記入すること。
 なお、この請求書を提出するときに、請求する障害補償年金と同一の事由によって次に掲げる年金の給付を受けている場合には、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所等を記載した書類を添付すること。
 (1)～(3) 略
 (4) 厚生年金保険法の規定による障害厚生年金
- (5) 国民年金法の規定による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。）

様式第7号の2（第7条関係）

介護補償請求書 略

略

[注意事項]

- 1～3 略
- 4 この請求書には、次に掲げる書類を添付すること。
 (1) 略
 (2) 介護補償を受けようとする期間における介護の事実並びに当該介護に従事した者の氏名及び請

く。)

様式第6号（第7条関係）

障害補償年金請求書
一時金

略

略
略

[注意事項]

- 1・2 略
- 3 「6 厚生年金保険法等の適用関係」の欄には、障害補償年金を受けようとする者について記入すること。
 なお、この請求書を提出するときに、請求する障害補償年金と同一の事由によって次に掲げる年金の給付を受けている場合には、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄社会保険事務所等を記載した書類を添付すること。
 (1)～(3) 略
 (4) 厚生年金保険法の規定による障害厚生年金
（以下単に「障害厚生年金」という。）及び国民年金法の規定による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）
 (5) 障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）
 (6) 障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について、国家公務員等共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）

様式第7号の2（第7条関係）

介護補償請求書 略

略

[注意事項]

- 1～3 略
- 4 この請求書には、次に掲げる書類を添付すること。
 (1) 略
 (2) 介護補償を受けようとする期間における介護の事実並びに当該介護に従事した者の氏名及び請

求者との続柄又は関係を記載した書類（ただし、第2回目以後の請求において介護を行う者に変更がない場合には、省略することができるものであること。）

(3) 介護費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護を受けた年月日及び時間並びに当該介護費用として一の月に支出した額を証明することができる書類

様式第8号（第7条関係）

遺族補償年金請求書

略

[注意事項]

1～3 略

4 「7 厚生年金保険法等の適用関係」の欄には死亡職員又は請求者が厚生年金保険法又は国民年金法の適用を受ける者であるときは、「□.....の被保険者であった。」の□にレ印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。

なお、この請求書を提出するとき、既に当該遺族補償年金と同一の事由によって次に掲げる年金の給付を受けている場合には、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る年金の支給決定後に次に掲げる年金の給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書類で報告すること。

求者との続柄又は関係を記載した書類（ただし、第2回目以後の請求において一の月に介護費用を支出せず介護を受けた日があり当該介護を行う者が前回の請求における介護費用請求書に記載された者と変更がない場合で、当該月にかかる介護補償の請求金額が57,050円（随時介護を要する状態にあるときは28,530円。）である月があるときには、その月にかかる当該書類の添付を省略することができるものであること。）

(3) 介護費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護を受けた年月日及び時間並びに当該介護費用として一の月に支出した額を証明することができる書類（ただし、第2回目以後の請求において一の月に介護費用を支出せず介護を受けた日がある場合で、当該月にかかる介護補償の請求月額が57,050円（随時介護を要する状態にあるときは28,530円。）である月があるときには、その月に係る当該書類の添付を省略することができるものであること。）

様式第8号（第7条関係）

遺族補償年金請求書

略

[注意事項]

1～3 略

4 「7 厚生年金保険法等の適用関係」の欄には死亡職員又は請求者が厚生年金保険法若しくは国民年金法又は旧船員保険法（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）第5条の規定による改正前の船員保険法をいう。）、旧厚生年金保険法（国民年金等改正法第3条の規定による改正前の厚生年金保険法をいう。）若しくは旧国民年金法（国民年金等改正法第1条の規定による改正前の国民年金法をいう。）の適用を受ける者であるときは、「□.....の被保険者であった。」の□にレ印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。

なお、この請求書を提出するとき、既に当該遺族補償年金と同一の事由によって次に掲げる年金の給付を受けている場合には、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄社会保険事務所等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る年金の支給決定後に次に掲げる年金の給付を受けることとなった場合

(1) 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。） 附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金

(2)・(3) 略

(4) 厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金

(5) 国民年金法の規定による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定により支給される遺族基礎年金を除く。）

(6) 国民年金法の規定による寡婦年金

5 略

様式第10号（第7条関係）

葬祭補償請求書

略	
3	(A) (補償基礎額)
葬祭補償請求金額の計算	315,000+ 円×30= 円
略	
略	
[注意事項] 略	

には、速やかにその旨書類で報告すること。

(1) 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金

(2)・(3) 略

(4) 厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金（以下単に「遺族厚生年金」という。）及び国民年金法の規定による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定により支給される遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）

(5) 遺族厚生年金（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）

(6) 遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について、国家公務員等共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金が支給される場合を除く。） 又は国民年金法の規定による寡婦年金

5 略

様式第10号（第7条関係）

葬祭補償請求書

略	
2	(A) (補償基礎額)
葬祭補償請求金額の計算	295,000+ 円×30= 円
略	
略	
[注意事項] 略	

第2条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

様式第15号から様式第16号まで、様式第19号及び様式第20号中「所轄社会保険事務所等」を「所轄年金事務所等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。